

5 調査結果に基づいた区域見直し

航空機騒音度調査で得られた航空機騒音コンターは、ほぼ飛行場内に包含（飛行場外の航空機騒音コンターの区域については、静岡県警航空隊の敷地及び田畑等であり住宅は所在しません。）されるため住宅防音工事対象区域（第一種区域）は解除することとなり、同区域の指定解除を平成24年1月30日に官報で告示しました。

住宅防音工事対象区域図

